

令和6年第1回（8月）臨時会

東伊豆町議会同議録

令和6年 8月7日 開会

令和6年 8月7日 閉会

東伊豆町議会

令和6年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（8月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○町長挨拶	2
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	4
○議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）	10
○閉会の宣告	13
○署名議員	15

令和6年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和6年8月7日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第5号)
-

出席議員(12名)

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	税務課長	木田尚宏君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（笠井政明君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和6年第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年は、記録的な猛暑の影響により、熱中症患者の増加リスクが高まるなど、災害級の暑さが続いております。

また、東北地方では、豪雨災害により、土砂崩れや床上浸水などの被害を受けた地域があり、日頃からの災害に対する備えが大変重要であると改めて実感をしているところでございます。

町では、6月に各地区の自主防災会役員を中心に防災委員、消防団員及び住民による土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する皆様への啓蒙活動を実施したところですが、秋の台風シーズンを前に、平時から避難行動の再確認、早期避難について認識を深めていただければと思います。

なお、来る9月1日には、地震災害での迅速な避難体制の確立や、防災・減災意識の醸成に向け、総合防災訓練を実施いたしますので、皆様の参加をお願いするものでございます。

さて、本日の議会臨時会では、条例の一部改正及び補正予算を御提案申し上げます。条例改正につきましては、入湯税の税率を引き上げるため税賦課徴収条例の一部改正を、

補正予算につきましては、町道湯ノ沢草崎線の災害復旧等を実施するため令和6年度一般会計補正予算（第5号）をそれぞれ御審議いただきたく存じます。

最後になりましたが、まだまだ厳しい残暑が続くと思われますので、町民並びに議員各位におかれまして、健康に十分御留意され、御活躍されますよう御祈念申し上げ、臨時会開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、栗原議員、8番、西塚議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(笠井政明君) 日程第3 議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

入湯税の税率を引上げ、観光財源を充実させ、施設整備を含めた観光振興や施設の維持管理などに有効活用するため、東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正し、必要な条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 税務課長。

○税務課長(木田尚宏君) ただいま提案されました議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

入湯税の税率を、現行の入湯客1人1日150円から150円引上げ300円とし、観光財源を充実させるため、東伊豆町税賦課徴収条例の条文整備を図る内容でございます。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

東伊豆町条例第 号 令和 年 月 日。

東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町税賦課徴収条例(昭和37年東伊豆町条例第72号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

入湯税の税率の特例。

第26条 令和7年3月1日から令和17年2月28日までの間に限り、第141条の規定により課する入湯税の税率は、第143条の規定にかかわらず、入湯客1人1日（1泊）について300円とする。

附則。

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 地方交付税との関係では、こういう対策が必要だという認識は持っているつもりであります。その上で3点、全協でもいろいろ議論してきたところはありませんけれども、御確認させていただきたい。

1つは、やっぱりまず、入湯税、今まで全国一律150円だったものを300円にするという、まだ数少ない町の一つになるわけで、税をかける町と税金を頂くお客さんとの関係が非常に大事だと思うんですけれども、お客さんに対する対応についてはどのような対応を、今現在お考えか。

2つ目に、これまで全協協議会等でも町の考えとして、観光施設等5項目を中心としたものが説明をされてきましたが、その5項目が今後の用途としての中心になるのか、また使用したものについての結果公表については、どのように町で考えているのかを伺いたい。

3点目に、適正な課税の問題について、非常に懸念をしているところなんですけれども、今までの入湯税ですと、旅館、ホテル、ペンションとかという形だったと思うんですけれども、現状、やっぱり宿泊形態というのがかなり変わってきて、別荘地内でも貸別荘的に1棟貸しをすとか、いろんな形で温泉を活用したビジネスというのが町内でも展開されているように見えますけれども、これらに対する適正な課税については、どのようにお考えですか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） まず、1点目でありますけれども、お客様への対応ということで、東伊豆町ぜひ温かい対応をしていきたい、これをちょっと今すぐにどのような対応かは別として、委員の中からは、町長の手書きのチラシなんかを貼って、こういう理由で引き上げました、そして今後、こういうことに活用して、東伊豆町の観光を盛り上げるために使

いたいですといったことを貼ったらいいのではないかといった御意見もありまして、そういった現場の声を生かしながら、今後対応していきたいと思っております。

2つ目の使途につきましては、御説明させていただいた5項目を中心ではありますけれども、今すぐどのような工事をやるか、そういったことを使うかということは、はっきり決まっているわけではなくて、今後、観光協会長や組合長、専門家を中心とした決定をする委員会的なものを立ち上げまして、そちらで決定していく、そして、その決定の経緯等はホームページで出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） 適正な課税、いろいろな形態があるということなんですけれども、現在、奈良本・大川地区などの分譲地内で鉱泉を引いている貸別荘については、分譲地の管理会社が所有している一部の別荘を貸別荘として運営している形態がありまして、管理会社が入湯税を納付しているような状況もあります。そういったいろいろな形態が今後出てくると思いますが、鉱泉浴場として届出を保健所にしておりますので、そういったものを保健所のほうと確認しまして、適正に今後申告していただくような形を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、お客さんとの関係では、今、企画調整課長が言われたように、とても私はそういうこと大事だと思いますので、これはやっぱり旅館が現実的には特別徴収義務者ということで、お金をお預かりすることにはなるんですが、やっぱり税としては町の税金をお願いするということですから、町としてやっぱりお客さんに不満や何か持たれるのではなくて、本当に心から御理解いただけるような丁寧なやつを、そうはいっても、来年3月ということは、いろんなものの企画というのは、もう年内にかなり固めて、印刷物等々は作らなきゃいけないということでしょうから、そこはぜひいいものを準備していただきたいと思っております。

2つ目の使途の問題なんですけれども、この間、全協で示された使途については、やっぱり大きい枠組みとしては5項目あるということで理解しておりますが、この柱を中心に具体化をしていくと、また多分お客さんの声やいろんなものから事業は具体化されるというふうには思っておりますけれども、こういうものについての見直しも場合によっては必要なのかな

というふうには、今までのこの5項目にないものを見直すとかいうこともあるかと思いますが、そういうものについては、決算のたびなり、議会なりに報告とかいうものはあるんですか。我々もホームページを見ないと分からないという形になるんでしょうか。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

まず、5項目については、これを完全に固定するというわけではなくて、様々な御意見、それは町民のほうからも出るかもしれませんし、観光客側から何か御意見も出てくるかもしれませんし、議会のほうからの御提言ということもあるかもしれませんので、その辺を柔軟に伺いながら対応していけばいいのかなというふうに思っております。

このような使い道でということについては、適宜必要な場合において、必要なやり方で、皆さんにしっかりと議会のほうにもお知らせをするようなやり方を、これから考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、ひとつ最後の問題で言うと、町の財政的な取扱いの問題で言わせていただくと、結局、今の段階では、来年3月からお金を頂くということですが、現状でこれをやるというものは、今、町長が言われたように決まっていないわけです。そうすると、一時的にはこれはあれでしょうかね、昔はあったんですけれども、観光施設整備事業基金とか、一定どこかに積立てをして、それをやっぱり事業執行のたびに取崩しをして活用するというふうな、実際はお金の運用はそういうになるんでしょうか。どういう形になりますか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 頂いた入湯税、そのまま使うということもありますが、恐らく、使い切れなかった部分は基金に積み立てるということにしておりますので、おおむね一旦積み立てて、そこから取り崩すことになるかと思えます。

そうなりますと、当然予算で取り崩す予算が出てきまして、それを議会の皆様にも御説明しながら、こういったことに使っていくという説明も、ほかにも説明はいたしますが、そういったことで周知していくことにもなろうかと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 今回の質問にちょっと補足で聞かせていただきます。

そうしますと、これまで入湯税として150円集めていたもので、新たにまた150円、その間の区切りというのはしっかりはっきりさせてあるんでしょうか。これまでの使い方と、それからその後から150円が加算される分というものが、ちょっとグレーな感じのように聞こえたような、私には感じたんですけれども、そこははっきり区別して利用されるということですね。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 入湯税につきましては、観光以外にも消防ですとか、そういった使い方、目的税として明記されておまして、ただ、今までももちろんそこは公表しているのですが、はっきりどのように決定したかということは、今までお伝えしていなかったのですが、今回の150円の増加分につきましては、もう観光に使うということを明記しておまして、その使い方については、町だけで決めるのではなくて、先ほど言いました観光協会会長等を含む決定機関で決めていきますので、そののあたりは明確に区分されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほか、質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 私、今回の条例案につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

まず、1点目としましては、令和元年に総務経済常任委員会が調査報告した入湯税の意見に対して、当局には誠実な検討が図られていないということがございます。私どもが出しました意見は、入湯税の引上げの検討に際し、日帰りの入湯客に対しても課税することが適当であるというものでした。

2点目、今回の引上げの検討委員会に出された結果は、プラス100円の250円の意見が多かった、それを300円にさらに引上げた点。特に、小規模事業者の意見を必ずしも反映され

ていないと、その宿泊施設の設備等も大小様々あります、その辺のところも検討されていなかったのではないかと思われる点。

それと3点目、入湯税を引上げして、果たして観光施設整備等に充てていいのかどうか、私も最後まで悩んだんですけれども、やはり引湯していない施設もある、宿泊施設もあります。ですので、広く、引湯していない施設も含めて宿泊税、これは熱海市で実施していますけれども、宿泊税等の検討をもっと進めるべきではなかったのかなというふうに考えています。いささか拙速だったのではないか、本来もう少し時間をかけてという話も私も聞いたような覚えはするんですけれども、来年3月ということで、ちょっとその辺のところ及早まっているのでないか。

そのような3点から討論させていただきました。

○議長（笠井政明君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、本案に賛成する立場から討論をいたします。

本来的に町で行う部分が、例えば、これが地方交付税で見る基準財政需要額等に反映されているかということで考えると、観光を中心とした町においては、人口でしか基準財政需要額への反映はなされていないんです。

我が町は、消防であれ、ごみ焼却場であれ、水道であれ、全ての施設を宿泊者の方々がいらっしゃるということを前提に、そのマックスの対応を準備して、お客さんを受け入れている。しかし、その経費は全てが交付税で算入され、認められるという状況にはなっていないんです。

現在、観光施設、この間を町で示されてきたように細野高原の観光施設もそう、観光トイレも観光看板も、町がバブルでお客さんが大変多くいらしゃった頃の入湯税等々、観光予算で整備されました。しかし、25年、30年たって、看板も観光トイレも細野の観光施設もどれもが老朽化して、それさえ直せない状況に今あるわけです。こういうことを考えると、決して税金を上げるということがいいということではありませんが、まちづくりをしていく上で観光客の皆さんにも御協力いただいて、一緒にまちづくりを進めていくということが、今、必要になっているということだと私は理解しています。

今、反対討論であったような日帰りの問題、いろんな問題というのは、今後も協議調整をしていく中で検討されればいいことで、そのことをもって全てが反対にすることには、やらないということでは、いつまでたっても何も変わらないという、こういうことになって

しまうわけですから、私は適切ではないと、個々に問題はゼロではないけれども、これは最善の道ではないけれども、最良の選択として、やっぱり進むべきであるということから、私はこの案については賛成をいたします。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） これで討論を終結します。

これより議案第29号 東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（笠井政明君） 日程第4 議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,198万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を62億5,929万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、町道湯ノ沢草崎線の災害復旧事業の特定財源として、国庫支出金と町債をそれぞれ計上いたします。

また、旧稲取幼稚園改修工事詳細設計業務委託料の特定財源として、ふるさと納税基金から繰入金を計上しています。

次に、歳出の内容ですが、旧稲取幼稚園改修工事詳細設計の業務委託料と、大雨で被災した大川地区の町道湯ノ沢草崎線災害復旧工事費をそれぞれ計上しています。必要な財源配分を行った後の財源不足額については、財政調整基金から繰入れし、調整させていただきましたので御理解をお願いいたします。

また、翌年度以降に予算を繰り越す事業の繰越明許費の補正と、新たな起債を借入れするための地方債の補正を併せて行っております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,198万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,929万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

次に、2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、9目災害復旧費国庫負担金、補正前の額に2,333万3,000円を追加し、2,333万3,000円といたします。1節公共土木施設災害復旧費負担金、細節1、道路橋梁災害復旧費負担金2,333万3,000円の増は、町道湯ノ沢草崎線災害復旧工事費に対する国からの補助金でございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に198万円を追加し、2億4,235万6,000円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金198万円の

増は、歳出で計上した旧稲取幼稚園詳細設計業務委託料198万円にふるさと納税を充当するため、ふるさと納税基金から繰入れするものでございます。

なお、補正後のふるさと納税基金の残高は、約7億5,657万円でございます。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額に500万円を追加し、1億9,665万7,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金500万円の増は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の財源不足額を基金からの繰入れで調整しております。

なお、補正後の財政調整基金の残高は、約14億8,032万円でございます。

22款町債、1項町債、8目災害復旧債、補正前の金額に1,166万7,000円を追加し、1,166万7,000円といたします。2節公共土木施設災害復旧債、細節1公共土木施設等補助災害復旧事業1,166万7,000円の増は、町道湯ノ沢草崎線災害復旧事業の補助金を除いた部分に対して地方債の借入れをして、その財源にするものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、補正前の金額に198万円を追加し、1億413万3,000円といたします。事業コード6、政策推進事業、12節委託料、細節3旧稲取幼稚園改修工事詳細設計業務委託料198万円の増につきましては、概略設計で精査した結果、当初予算で計上した詳細設計委託料の額に不足が生じたため、増額措置するものでございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の額に4,000万円を追加し、5,504万6,000円といたします。事業コード1、道路災害復旧事業、14節工事請負費4,000万円の増は、町道湯ノ沢草崎線の災害復旧工事費を細節2において公共災害分、細節3において町単災害分をそれぞれ計上しております。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

「第2表債務負担行為補正」であります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、政策推進事業について、翌年度へ繰り越す内容となっております。

4ページを御覧ください。

「第3表地方債補正」であります。災害復旧事業を追加しておりますので、御確認願います。

5ページ、6ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。まず、歳入ですが、補正前の額62億1,731万8,000円に4,198万円を追加いたしまして、62

億5,929万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額62億1,731万8,000円に4,198万円を追加いたしまして、62億5,929万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のうち、国・県支出金が2,333万3,000円、地方債が1,166万7,000円、その他財源を198万円といたします。また、一般財源を500万円といたします。

以上、補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____